

鳩山町らしい景観の再生へ 菱沼谷津田再生ネットワーク 会員・賛助会員募集



写真はイメージです

町では、赤沼地区にある菱沼周辺の谷津田の再生を図るため、昨年の広報9月号でボランティアを募集したところ6人の方の応募をいただきました。今後、当地区における再生・保全活動に団体として取り組むため、ご応募いただいたボランティアの方を会員として「菱沼谷津田再生ネットワーク」を設立し、活動に着手することとなりました。当面の活動には、事業計画の進行管理などに町が積極的に関与し、会員の方には除草作業

や休耕田の整備、イベントの企画・運営などの活動をしていただく予定です。再生・保全活動などには、さらに多くの方のご協力が必要となることから、改めて会員の募集を行います。また、会員以外に、除草作業などのお手伝いをしていただける賛助会員も同時に募集します。鳩山町らしい景観を再生するため、お手伝いいただける方のご連絡をお待ちしています。

■募集期間 3月2日(月)～20日(金)

■活動内容 草刈り、休耕田整備、各種イベントの企画・運営など

■その他 報酬および交通費の支給はありませんが、町で傷害保険に加入します。

■応募方法 東出張所または役場北部地域活性化推進室(1階)にある登録申込書記入しご提出ください。

■問合せ 北部地域活性化推進室 ☎296-17887

就職や結婚などをしたときは 国民年金の届出を

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより、加入種別は3つ(第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社社員・公務員)・第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)に分かれます。これから春先にかけて、就職や結婚などの異動により加入の種別が変わるときは、年金の届出が必要ですが、届出忘れから、年金が受けられないということがないようにしましょう。届出の内容により、届出先が異なったり、添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

■問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎296-15891 (直通) または川越年金事務所 ☎242-2657 (代表)

届出が必要になる場合

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→町役場 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	町役場
結婚や退職などで配偶者になったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者から扶養されなくなったとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	町役場
配偶者が会社をかえたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

国民健康保険税の課税限度額を引き上げます

国民健康保険は、病気やけがをしたときなどに備え、加入者がお金を出し合って、みんなで支えあう制度です。ここ数年は医療の高度化などに伴い、医療費の支出は年々増加する傾向にあり、国民健康保険の財政状況は厳しい状態です。そこで、財政状況を踏まえ、医療費の増加を想定し、平成27年度より、右表のとおり課税限度額の引き上げを行うことになりました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 役場税務課 賦課担当 ☎296-5892 または役場町民課 保険年金担当 ☎296-5891

国民健康保険税課税限度額の変更内容

区分	改正前	改正後	増額
国民健康保険分	47万円	51万円	4万円
後期高齢者支援金分	12万円	16万円	4万円
介護保険分	9万円	14万円	5万円
合計	68万円	81万円	13万円

※地方税法の改正に伴い、上記のとおり課税限度額が引き上げとなります。なお、税率および課税方式(4方式)は変わりません。

3月は自殺対策強化月間 まずは相談することから 始めてみませんか



内閣府では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。この期間に、国や県、市町村をはじめ、直接・間接的に関係する組織や団体などが幅広く手をつなぎ、さまざまな悩みや問題を抱えた人々へ「生きる支援」を展開することとしています。

早春は、学校生活や仕事などにおいて大きなイベントが多いため、慣れない環境や将来への不安から精神状態が不安定になりがちです。また、気温の急激な変化が体に与える影響も大きく、自律神経のバランスが崩れ、「疲れがとれない」「体がだるい」などの症状を感じやすくなる傾向にあります。

相談先一覧

- ◆ ころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556 (おこなおう まもろうよ ころ)
- ◆ よりそいホットライン 24時間対応 ☎0120-279-338 (フリーダイヤル つなぐ ささえる)
- ◆ 鳩山町保健センター ☎296-2530 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ◆ 坂戸保健所 ☎283-7815 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

さまざまな要因が複合的に絡み合い、深く思い悩んでいる人は、自分だけで考え方を変えるのは難しいものです。一人で抱え込まず、まずは周りの人や専門の窓口にご相談してみてください。自分だけでは考えつかないアイデアがきっと見つかります。

4月1日から受付開始 住宅のリフォーム資金を 補助します



町内業者により、今お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町が補助します。

- 対象 次の①～⑥のすべてに該当する方(1住宅1回のみ)
- ① 申し込み時に本町に住居登録している方
 - ② 補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
 - ③ 申し込み時点で過年度の町民税(国民健康保険税も含む)を滞納していない方
 - ④ 対象工事が、年度内に完了すること
 - ⑤ 対象工事について、町が実施する同様の補助金を受けていない方
 - ⑥ 補助金申請前に工事等を着工していないこと
- 補助対象工事 町内業者が行う50万円以上(税別)の個人住宅の改修工事(増築を除く)。ただし、部分的な修繕工

事は除きます。
例：建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレ等の改修工事(ただし、公共下水道等への接続工事は除きます)。

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。(千円未満切り捨て)

■受付開始日 4月1日(水)

※予算がなくなり次第終了しますので早めに申請してください。

- 申込方法 「鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書」に、以下の書類を添付して、役場産業振興課へ申請してください。
- ① 住民票の写し
 - ② 町税(国民健康保険税を含む)の納税証明書
 - ③ 家屋所有証明書
 - ④ 改修工事の見積書の写し
 - ⑤ 改修工事の図面
- 問合せ 役場産業振興課 ☎296-15895

献血にご協力ください

対象：原則16歳～69歳まで(ただし、65歳以上の方は、健康を考え60歳～64歳の間に献血経験がある方のみ) 日時：3月23日(月) ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～4時 場所：①町ふれあいセンター ②町保健センター 内容：200mlと400mlの献血 問合せ：町保健センター ☎296-2530

鳩山町民海の家利用期間を変更します

平成27年度から、町民海の家利用期間は7月1日から8月31日までの期間限定に変更になります。なお、補助対象などの要件に変更はありません。

■補助対象：町内在住の4歳以上の方。開設期間中、1人1泊以内。 開設期間：7月1日～8月31日 補助額：1泊3,000円(会計時に控除) 問合せ：役場町民課 ☎296-5891